

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月30日

香川県知事 殿

提出者

住 所 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

氏 名 三菱ケミカル株式会社 代表取締役 取締役社長 筑本 学

(同上代理人)事業所長 式 貴志

電話番号 03-6748-7300 (本社)

0877-46-8445 (香川事業所)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

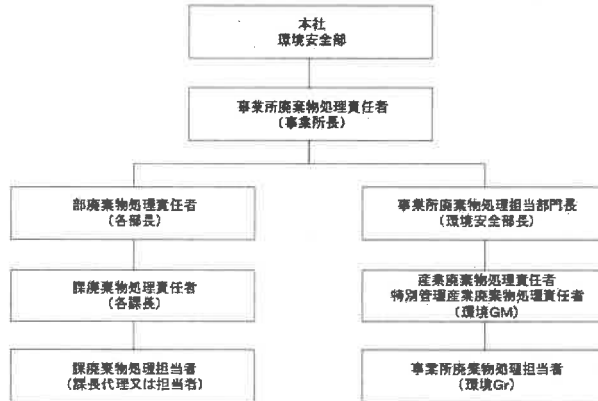
事業場の名称	香川事業所
事業場の所在地	香川県坂出市番の州町1番地
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	製造業
② 事業の規模	製造品出荷額:1172億円
③ 従業員数	688名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>廃油→再生処理会社に委託して、焼却後残渣をセメント原燃料等として再資源化。 廃酸→再生処理会社に委託して、中和後残渣を焼却し、セメント原燃料等として再資源化。 廃酸(特定有害)→再生処理会社に委託して、有用物の回収。 廃アルカリ→再生処理会社に委託して、中和後残渣を焼却し、セメント原燃料等として再資源化。 廃アルカリ(特定有害)→再生処理会社に委託して、中和後残渣を焼却し、セメント原燃料等として再資源化。 感染性廃棄物→中間処理会社に委託して焼却後、埋立処分。 PCB汚染物(特定有害)→再生処理会社に委託して、無害化処理後、廃電気器等の資源となるものは再資源化。 廃石綿等(特定有害)→最終処分会社に委託して埋立処分。 廃油(特定有害)→再生処理会社に委託して、焼却後残渣をセメント原燃料等として再資源化。 汚泥(特定有害)→再生処理会社に委託して、セメント原料燃料等として再資源化、及び有用物を回収し、再資源化。 廃水銀等→再生処理会社に委託して、焙焼後、有用物を回収し、再資源化。</p>

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和6年度)実績】								単位:t
	特別管理産業廃棄物の種類	PCB汚染物(特定有害)	廃油	汚泥(特定有害)(金属を含む)	廃アルカリ	廃酸	廃酸(特定有害)(金属を含む)	廃石綿等(特定有害)	
	排出量	238.68	2.77	2.75	0.001	0.12	2.59	0.240	
	廃油(特定有害)(金属を含む)	感染性廃棄物	廃水銀等(特定有害)						
	6.890	0	0						
	(これまでに実施した取組) ・特になし。								
②計画	【目標】								単位:t
	特別管理産業廃棄物の種類	PCB汚染物(特定有害)	廃油	汚泥(特定有害)(金属を含む)	廃アルカリ	廃酸	廃酸(特定有害)(金属を含む)	廃石綿等(特定有害)	
	排出量	60.04	3.34	0.50	0	0.12	0	0	
	廃油(特定有害)(金属を含む)	感染性廃棄物	廃水銀等(特定有害)						
	21.78	0.001	0.10						
	(今後実施する予定の取組) ・特になし。								

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性廃棄物、廃石綿等(特定有害)、汚泥(特定有害)、PCB汚染物(特定有害)、廃油(特定有害)、廃酸(特定有害)、廃アルカリ(特定有害)、廃水銀等 それぞれに分別している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特になし。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度(令和6年度)実績】						単位:t
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	PCB汚染物(特定有害)	廃油	汚泥(特定有害)(金属を含む)	廃アルカリ	廃酸	廃酸(特定有害)(金属を含む)	廃石棉等(特定有害)
		自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0
	廃油(特定有害)(金属を含む)	0	0	0				
	感染性廃棄物	0	0					
	廃水銀等(特定有害)	0	0					
(これまでに実施した取組)								
		【目標】						単位:t
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	PCB汚染物(特定有害)	廃油	汚泥(特定有害)(金属を含む)	廃アルカリ	廃酸	廃酸(特定有害)(金属を含む)	廃石棉等(特定有害)
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0
	廃油(特定有害)(金属を含む)	0	0	0				
	感染性廃棄物	0	0					
	廃水銀等(特定有害)	0	0					
(今後実施する予定の取組)								

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度(令和6年度)実績】						単位:t
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	PCB汚染物(特定有害)	廃油	汚泥(特定有害)(金属を含む)	廃アルカリ	廃酸	廃酸(特定有害)(金属を含む)	廃石棉等(特定有害)
		自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0
	廃油(特定有害)(金属を含む)	0	0	0				
	感染性廃棄物	0	0					
	廃水銀等(特定有害)	0	0					
(これまでに実施した取組)								
		【目標】						単位:t
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	PCB汚染物(特定有害)	廃油	汚泥(特定有害)(金属を含む)	廃アルカリ	廃酸	廃酸(特定有害)(金属を含む)	廃石棉等(特定有害)
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0
	廃油(特定有害)(金属を含む)	0	0	0				
	感染性廃棄物	0	0					
	廃水銀等(特定有害)	0	0					
(今後実施する予定の取組)								

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

		【前年度(令和6年度)実績】						単位:t
特別管理産業廃棄物の種類	PCB汚染物(特定有害)	廃油	汚泥(特定有害)(金属を含む)	廃アルカリ	廃酸	廃酸(特定有害)(金属を含む)	廃石綿等(特定有害)	
①現状	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	
	廃油(特定有害)(金属を含む)	0	0					
	感染性廃棄物	0	0					
	廃水銀等(特定有害)	0						
(これまでに実施した取組)								
		【目標】						単位:t
特別管理産業廃棄物の種類	PCB汚染物(特定有害)	廃油	汚泥(特定有害)(金属を含む)	廃アルカリ	廃酸	廃酸(特定有害)(金属を含む)	廃石綿等(特定有害)	
②計画	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	
	廃油(特定有害)(金属を含む)	0	0					
	感染性廃棄物	0	0					
	廃水銀等(特定有害)	0						
(今後実施する予定の取組)								

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度(令和6年度)実績】						単位:t
特別管理産業廃棄物の種類	PCB汚染物(特定有害)	廃油	汚泥(特定有害)(金属を含む)	廃アルカリ	廃酸	廃酸(特定有害)(金属を含む)	廃石綿等(特定有害)	
①現状	全処理委託量	238.68	2.77	2.75	0.001	0.12	2.59	0.240
	優良認定処理業者への処理委託量	83.68	2.77	2.75	0.001	0.12	0	0.240
	再生利用業者への処理委託	238.68	2.77	2.75	0.001	0.12	2.59	0
	認定熱回収業者への処理委託	0	0	0	0	0	0	0
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	83.68	2.11	2.75	0	0	0	0
	廃油(特定有害)(金属を含む)	6.89	0	0				
		6.89	0	0				
		6.89	0	0				
		0	0	0				
		6.89	0	0				
(これまでに実施した取組)								
・優良認定処理業者へ委託する。								

		【目標】							単位:t
特別管理産業廃棄物の種類	PCB汚染物(特定有害)	廃油	汚泥(特定有害)(金属を含む)	廃アルカリ	廃酸	廃酸(特定有害)(金属を含む)	廃石棉等(特定有害)		
②計画	全処理委託量	60.04	3.34	0.50	0	0.12	0	0	
	優良認定処理業者への処理	60.04	3.34	0.50	0	0.12	0	0	
	再生利用業者への処理委託	60.04	3.34	0.50	0	0.12	0	0	
	認定熱回収業者への処理委託	0	0	0	0	0	0	0	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	60.04	3.34	0	0	0	0	0	
	廃油(特定有害)(金属を含む)	感染性廃棄物	廃水銀等(特定有害)						
21.78	0.001	0.10							
21.78	0.001	0.10							
21.78	0	0.10							
0	0	0							
21.78	0	0							
(今後実施する予定の取組) ・優良認定処理業者を選定する。									
		【前年度(令和6年度)実績】							単位:t
電子情報処理組織の使用に関する事項	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)							15.36	
	(今後実施する予定の取組) ・今後も電子情報処理組織の使用を継続する。								
※事務処理欄									

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。